

11月

大阪府
吹田市

相続と不動産無料相談会

吹田市在住の方、会場のお近くにお住まいの方、どうぞお気軽にお越しくださいませ。

開催日: 11月30日(日) 個別相談会

シニアライフカウンセラー保有の司法書士・行政書士・税理士・ファイナンシャルプランナー
・資産運用と保険の見直し・不動産アドバイザーが吹田市に集結！

専門家が不動産や相続のご相談を個別にお受けします！

※事前にご予約をお願いします※

11月30日 日

A.M.10:00~16:00まで

吹田市立千里市民センター
8階多目的ルーム (1)〒565-0862 吹田市津雲台1丁目2番1号
千里ニュータウンプラザ内
・阪急南千里駅下車西側すぐ
・問合せ電話番号:06-6834-0054吹田市立千里市民センター
8階多目的ルーム (1)
概略図

主催者: シニアライフ相談サロン
めーぶる
共催: 一般社団法人
日本リレーションサポート協会

お問い合わせ・ご予約

【受付時間】10:00~18:00

フリー
ダイヤル

0120-969-240

シニアライフ相談サロン
めーぶる
大阪店
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4
一般社団法人
日本リレーション
サポート協会

事前
予約制

資産運用と保険の
専門家(CFP) 司法書士・行政書士シニアライフ ファイナンシャル
カウンセラー プランナー

宅地建物取引業者

川人 祐哉

山口 里美

税理士

侯野 龍也

ファイナンシャル
プランナー

庄司 佳奈

岡本 英雄



まずは
お気軽に
ご来場
ください

専門家が集結
いたしますので
効率よくご相談
いただけます！

相続・不動産に強い私たちが
完全無料でご相談をお受けします。
安心してお越しくださいませ。

所有不動産の
相続税申告を
見据えた活用も
ご提案いたします！

相続税、将来いくらかかるの？

不動産売却とその税金のことがわからない

家族信託や成年後見制度って何？

相続税の節税対策を教えてほしい

遺言書ってどうやって作ったらいいの？

相続手続（登記・相続税申告）をお願いしたい

相続不動産の適正な査定をしてほしい

相続対策（生命保険の活用）はどうしたらいいの？



こんなお困りごとはございませんか？

※事前に予約された方を
優先いたしますが、当日
直接会場へお越し頂いた
方もご対応いたします。

どのような不安や疑問がございますか？

遺言書／家族信託

- ・有効な遺言書を作成したい
- ・作成の際のアドバイスをもらいたい

相続税申告

- ・相続税の見積もりを算出したい
- ・土地評価に熟知している税理士に相談したい

不動産売却

- ・他社の査定が高いのか、低いのかを知りたい
- ・売却時の税金が安くなる方法を知りたい

所有不動産の活用

- ・所有している不動産を売却すべき？
- ・相続した土地の有効活用を提案してほしい
- ・複数人で相続し共有になっている土地を活用したい

相続手続き

- ・相続開始後、最初に何をしたら良いか知りたい
- ・いつまでに手続きする必要がある？

生命保険の活用

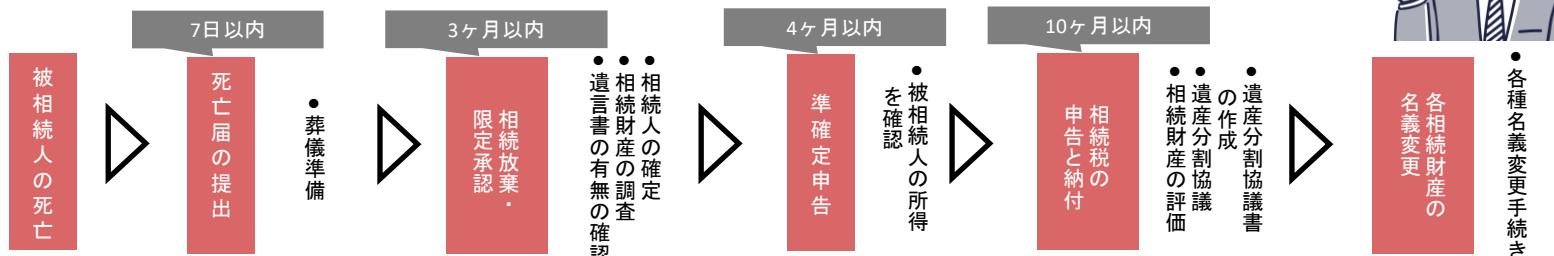
- ・生命保険の有効活用の方法を提案して欲しい？

相続手続き



相続手続きはこれから始めたらよいのか分からぬ。名義変更もどうしたらよいか分からぬ。

相続手続きの流れ

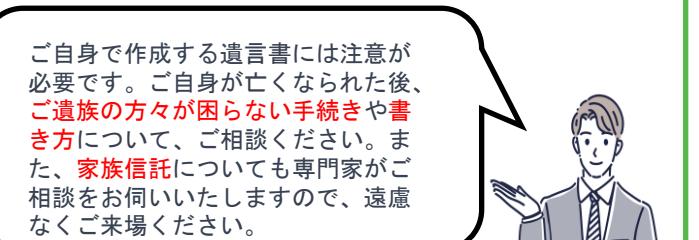


相続が発生すると、名義変更、登記、相続税申告、役所へのさまざまな手続きが必要となります。そのなかには、期限があるものや複雑なものもあります。当相談会では、それぞれのご相談者様に合わせた相続手続きプランを各専門家と提携してご提案いたします。

遺言書／家族信託



有効な遺言書を作りたい。認知症への対策もしたい。最近よく聞く家族信託って何？



ご自身で作成する遺言書には注意が必要です。ご自分が亡くなられた後、ご遺族の方々が困らない手続きや書き方について、ご相談ください。また、家族信託についても専門家がご相談をお伺いいたしますので、遠慮なくご来場ください。

相続税申告



土地評価に熟知している信頼できる税理士に相続税の相談をしたい。

相続税の申告は、「経験」によって節税額に大きな差がでます。相続税申告実績が豊富な税理士がおりますので、「相続税発生ポイント」や「節税方法」をご案内いたします。相続税の申告額を抑えたお客様に最適な申告サポートをいたしますのでご安心ください。

不動産売却



不要になった不動産は売却すべき？

不要になった不動産を放置しておくと、売却時の税制優遇措置が受けられないケースがありますので、早めに対処することが重要です。また、売却したいと思つても、相続による遺産分割協議の未解決や、権利関係の調整が必要など、すぐに売却できない場合があります。事前に適切な準備を行い、売却に必要なサポートをいたします。

所有不動産の活用



相続した不動産を有効活用する方法を教えてほしい。

現在所有している不動産や相続予定の不動産について、今後どうされるかお決まりですか？「最適な活用方法は何か？」、「処分すべきかどうか？」など、当相談会では、税務や不動産市場など様々な視点からご提案できます。お気軽にご相談ください。

生命保険の活用



相続対策に「生命保険」が有効？ 実際何が出来るの？

相続と生命保険は非常に相性が良いです。相続税の軽減だけでなく、相続人以外の人に財産を渡したい場合、相続財産の中で不動産など分割しにくい財産が多い場合など、「相続の困った」を生命保険で準備することで円満に解決する場合があります。

【最新ニュース】 相続登記が義務化されました！

2024年4月から
相続登記が義務化されました！

・相続によって不動産を取得した相続人は、取得を知った時から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

・現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の登録免許税の免税措置が実施されています。

不動産をお持ちの方、この機会に是非ご相談ください。



お問い合わせ・ご予約

【受付時間 10:00～18:00】



一般社団法人
日本リレーション
サポート協会

フリー
ダイヤル

0120-969-240

事前
予約制

※事前に予約された方を優先いたしますが、当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

- 司法書士・行政書士／山口 里美
■税理士／神谷 浩
■シニアライフカウンセラー／保野 龍也
■ファイナンシャルプランナー／庄司 佳奈
■マネードクター／川人 祐哉
■宅地建物取引業者／岡本 英雄